

第 63 期決算公告

2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで



MIRAIT

MIRAIT Technologies Corporation

株式会社 ミライト・テクノロジーズ

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,564	流動負債	35,578
現金及び預金	388	支払手形	179
受取手形	34	買掛金	18,377
売掛金	32,442	短期借入金	13,333
商品及び製品	8	リース負債	239
仕掛品	3,701	未払法人税等	186
原材料及び貯蔵品	438	未払金	1,499
短期貸付金	1,993	未払費用	375
未収入金	1,695	前受金	304
その他の	1,861	賞与引当金	894
		受注損失引当金	88
		その他の	99
固定資産	45,989	固定負債	11,600
有形固定資産	38,235	長期借入金	8,508
建物及び構築物	22,782	リース負債	822
機械装置及び運搬具	1,825	再評価に係る繰延税金負債	308
工具器具及び備品	571	退職給付引当金	1,426
土地	12,085	株式報酬引当金	101
リース資産	970	その他の	433
無形固定資産	406	負債合計	47,178
ソフトウェア	338		
電話加入権	64		
水道施設利用権	3		
投資その他の資産	7,346	(純資産の部)	
投資有価証券	1,669	株主資本	41,232
関係会社株式	4,674	資本金	3,804
長期前払費用	93	資本剰余金	3,040
前払年金費用	408	資本準備金	2,971
繰延税金資産	52	その他資本剰余金	68
その他の	450	利益剰余金	34,388
貸倒引当金	△1	利益準備金	692
		その他利益剰余金	33,695
		買換資産圧縮記帳積立金	643
		別途積立金	29,942
		繰越利益剰余金	3,109
		評価・換算差額等	142
		その他有価証券評価差額金	836
		土地再評価差額金	△694
		純資産合計	41,375
資産合計	88,554	負債純資産合計	88,554

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 2021年4月 1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		87,431
売 上 原 価		79,104
売 上 総 利 益		8,327
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,006
営 業 利 益		3,320
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	738	
為 替 差 益	125	
そ の 他	75	939
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	106	
固 定 資 産 除 却 損	43	
そ の 他	36	187
経 常 利 益		4,072
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	19
税 引 前 当 期 純 利 益		4,091
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	920	
法 人 税 等 調 整 額	161	1,082
当 期 純 利 益		3,009

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

商品及び製品、原材料及び

移動平均法による原価法

貯蔵品

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、データセンター事業に供する資産については、定額法によっております。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。

株式報酬引当金

株式給付信託による株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。

① 請負契約

請負は電気通信工事等であり、請負契約を締結しております。

請負契約に係る収益については、進捗度を合理的に測定できる契約については、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っております。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い請負契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

請負契約に係る取引の対価は、顧客の検収が完了した後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

② 物品販売

物品販売に係る収益については、物品の引渡により、顧客に当該物品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、物品の引渡時点で収益を認識しております。

なお、一部の情報通信機器や事務用品の販売については製造・出荷・配送の一連の作業が他の当事者により行われており、在庫リスク及び価格設定の裁量権を有しておりません。当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが履行義務であるため、代理人として取引を行っていると判断しており、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

物品販売に係る取引の対価は、商品の引渡し後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

③ 受託業務等

電気通信設備の保守点検等の受託業務に係る収益については、サービス又は役務提供の完了により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、サービス又は役務提供の完了時点で収益を認識しております。

受託業務に係る取引の対価は、役務提供完了後、概ね2ヵ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。また、対価の金額が変動しうる重要な変動対価はありません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

「収益認識に関する会計基準」の適用による主な変更点は以下の通りです。

(1) 一定期間にわたり充足される履行義務

従来、事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については進行基準を適用し、その他の契約については完成基準を適用しておりました。

適用後は、少額かつごく短期な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、発生した実際原価の範囲でのみ収益を認識しております。

(2) 代理人取引に該当する取引

一部の商品販売取引に係る収益について、従来、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、従来の方法に比べて売上高は280百万円増加し、売上原価は259百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ21百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は9百万円増加しております。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり充足される履行義務による売上高

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 15,395 百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一定期間にわたり充足される履行義務による売上高については、決算日までに発生した原価が、見積原価総額に占める割合をもって決算日における進捗度を見積り（原価比例法）、収益総額に進捗度を乗じて算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

イ 見積原価総額

受注契約ごとの実行予算に基づいて見積っております。実行予算の策定にあたっては方法や内容、工程に応じて材料費や外注費等の単価や数量を積み上げて策定しております。また、継続的に原価の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に見積原価総額の見直しを行っております。

ロ 収益総額

契約変更による取引価格の変更を含む顧客と約束した対価により見積っております。

翌事業年度の計算書類に与える影響

見積原価総額及び収益総額の見積りは、仕様の変更、資材価格の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による受注契約の中断、資材不足やサプライチェーンの寸断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌事業年度の計算書類において、一定期間にわたり充足される履行義務による売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 受注損失引当金

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金 88 百万円

② 会計上の見積りの内容について計算書類の利用者の理解に資するその他の情報

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当事業年度末の受注契約に関して、将来の損失が見込まれる場合、見積原価総額と収益総額をもって合理的な損失額を算出しております。

当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

イ 見積原価総額

受注契約ごとの実行予算に基づいて見積っております。実行予算の策定にあたっては方法や内容、工程に応じて材料費や外注費等の単価や数量を積み上げて策定しております。また、継続的に原価の見積りと実績を対比することによって、適時・適切に見積原価総額の見直しを行っております。

ロ 収益総額

契約変更による取引価格の変更を含む顧客と約束した対価により見積っております。

翌事業年度の計算書類に与える影響

見積原価総額及び収益総額の見積りは、仕様の変更、資材価格の変動、自然災害やパンデミック（世界的流行病）発生等による受注契約の中断、資材不足やサプライチェーンの寸断、実行予算策定時に顕在化していなかった事象の発生等の様々な要因により変動する可能性があり、その結果、翌事業年度の計算書類において、受注損失引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 13,119 百万円

(2)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	2,898 百万円
② 短期金銭債務	22,855 百万円
③ 長期金銭債務	8,508 百万円

(3)土地の再評価に関する法律(平成 10 年3月 31 日公布法律第 34 号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成 13 年3月 31 日公布法律第 19 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。なお、税金相当額を再評価差額より控除し、再評価に係る繰延税金負債に計上するとともに、控除後の金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年3月 31 日公布政令第 119 号)第2条第3号の定めによる固定資産税評価額により算出。

再評価を行った年月日

2002 年3月 31 日

土地の再評価に関する法律第 10 条に規定する差額

444 百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1)関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

67 百万円

仕入高

53,069 百万円

営業取引以外の取引による取引高

704 百万円

(2)売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は△127 百万円であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	277 百万円
賞与引当金	273 百万円
受注損失引当金	26 百万円
投資有価証券評価損	144 百万円
未払事業税	39 百万円
その他	288 百万円
繰延税金資産小計	<u>1,049 百万円</u>
評価性引当額	<u>△346 百万円</u>
繰延税金資産合計	703 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△366 百万円
買換資産圧縮記帳積立金	<u>△283 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△650 百万円</u>
繰延税金資産負債の純額	<u>52 百万円</u>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

建物及び構築物

リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に係る事項 (2) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	268	197	70
合計	268	197	70

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払い利子込み法により算定しております。

② 未経過リース料期末残高相当額等

一年以内 13 百万円

一年超 57 百万円

合計 70 百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払い利子込み法により算定しております。

③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料 13 百万円

減価償却費相当額 13 百万円

④ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	㈱ミライト・ホールディングス	直接 100.0	持株会社 役員の兼任 資金の借入(注)2	預け金(注)1	349	短期借入金	11,336
				資金の借入(注)1	6,186		
				利息の受取	0		
				利息の支払	17		
				資金の返済	1,996	短期借入金	1,996
				利息の支払	89	長期借入金	8,508

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 預け金と資金の借入は㈱ミライト・ホールディングスグループ内におけるキャッシュ・マネジメント・システムの利用によるもので、取引金額は期中の平均残高で記載しており、利率については市場金利を勘案し決定しております。
2. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は提供していません。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	MIRAIT Technologies Australia Pty. Limited	直接 58.6	資金の貸付(注)1	資金の貸付(注)2 利息の受取	991 3	短期貸付金	1,259
子会社	㈱アストエンジ	直接 75.3	情報通信エンジニアリングの受注及び発注	情報通信エンジニアリングの発注(注)3	15,399	買掛金	2,898 (注)4
子会社	㈱リガール	直接 100.0	情報通信エンジニアリングの受注及び発注	情報通信エンジニアリングの発注(注)3	12,695	買掛金	1,929 (注)4
子会社	㈱ラピスネット	直接 100.0	情報通信エンジニアリングの受注及び発注	情報通信エンジニアリングの発注(注)3	8,500	買掛金	1,138 (注)4

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、期限までに随時返済としております。なお、担保は受け入れておりません。
2. MIRAIT Technologies Australia Pty. Limited の資金の貸付は、キャッシュ・マネジメント・システムの利用によるもので、取引金額は期中の平均残高で記載しております。
3. 情報通信エンジニアリングの発注については、市場価格又は一般的な取引条件を参考に交渉の上、決定しております。
4. 期末残高には消費税等が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	921円17銭
1株当たり当期純利益	67円00銭

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項 (4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

11. その他の注記

資産除去債務関係

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

なお、当社の大阪第1データセンターについては、不動産賃貸借契約に基づく退去時の原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該資産に見合う資産除去債務を計上していません。